

第一号議案

文化財の指定について

次のように、大分県指定有形文化財を指定することについて、大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、議決を求める。

令和八年二月十日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

種別	名称	員数	時代	内容
有形文化財 (絵画)	富貴寺大堂壁画 弥勒浄土図断片 (外陣北小壁)	一点	平安時代後期 (十二世紀)	富貴寺大堂の外陣北小壁の壁画の一部で、平安時代板絵壁画として重要（富貴寺大堂壁画弥勒浄土図断片（外陣北小壁）（県指定有形文化財・令和六年二月十六日）に追加指定） 大分市大手町三丁目一番一号（宇佐市大字高森字京塚） 大分県（大分県立歴史博物館）所有
有形文化財 (考古資料)	四日市遺跡出土 絵画土器	三点	弥生時代中期 後半	玖珠町四日市遺跡出土の絵画土器。シカや矢じり状のモチーフが描かれ、弥生文化の様相や稲作農耕儀礼を考える上で貴重 大分市大手町三丁目一番一号（大分市牧緑町一番六一号） 大分県（大分県立埋蔵文化財センター）所有

提案理由

大分県文化財保護審議会からの答申に基づき、大分県指定有形文化財を指定したいので提案する。

令和 7 年度「大分県指定文化財」の指定について

1 「大分県指定文化財」の指定の手続

(大分県文化財保護条例〔昭和 30 年条例第 12 号〕)

- ・ 県教育委員会は、国指定文化財以外の文化財で、**県内に所在するもののうち重要なもの**を条例によって指定することができます。
- ・ 県教育委員会は、その指定をするに当たり、あらかじめ、「大分県文化財保護審議会」に諮問する必要があります。
- ・ 指定は、歴史上、芸術上又は学術上の観点から、価値が高いものを選び、恒久的に保護するものです。
- ・ 指定を受けると、文化財の価値を守るために、その文化財を改変するような行為などが制限されたり、許可や届出が必要となりますが、その保存等のための援助を受けることが可能となります。

2 「大分県指定文化財」の指定等の過程

- ・ 市町村教育委員会等が域内の候補物件について県教育委員会に進達。〔6 月〕
- ・ 進達された候補物件について教育委員会(教育長)が審議会に諮問。〔8 月 7 日〕
- ・ 第 1 回審議会において、候補物件についての調査担当を決定。〔8 月 7 日〕
- ・ 候補物件の担当となった審議会委員が調査し、所見書を作成。〔9～12 月〕
- ・ 第 2 回審議会において、所見書をもとに指定について協議。〔12 月 22 日〕
- ・ 審議会(会長)は協議結果を教育委員会(教育長)へ答申。〔1 月 9 日〕
- ・ **教育委員会において、答申について協議し、文化財の指定等を議決。【今回】**
- ・ 議決に基づき、県報告示(正式に指定)。
- ・ 当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知。

3 「大分県文化財保護審議会」 (大分県文化財保護審議会条例〔昭和 50 年条例第 44 号〕)

- ・ 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、建議をします。文化財の指定・解除に向けた調査・協議を主な業務としています。
- ・ 審議会は、現在 17 名の委員で組織されています。
- ・ 委員は教育委員会からの諮問があった候補文化財について、対象文化財を専門とする委員が専任となり、調査の実施、所見書の作成等を行います。

4 令和 7 年度大分県文化財保護審議会からの答申内容

- ・ 指定すべきと判断されたもの 2 件
 - ①有形文化財〔絵画〕 富貴寺大堂壁画弥勒浄土図断片(外陣北小壁)
※追加指定
 - ②有形文化財〔考古資料〕 四日市遺跡出土絵画土器

1 富貴寺大堂壁画弥勒浄土図断片（外陣北小壁）

有形文化財〔絵画〕

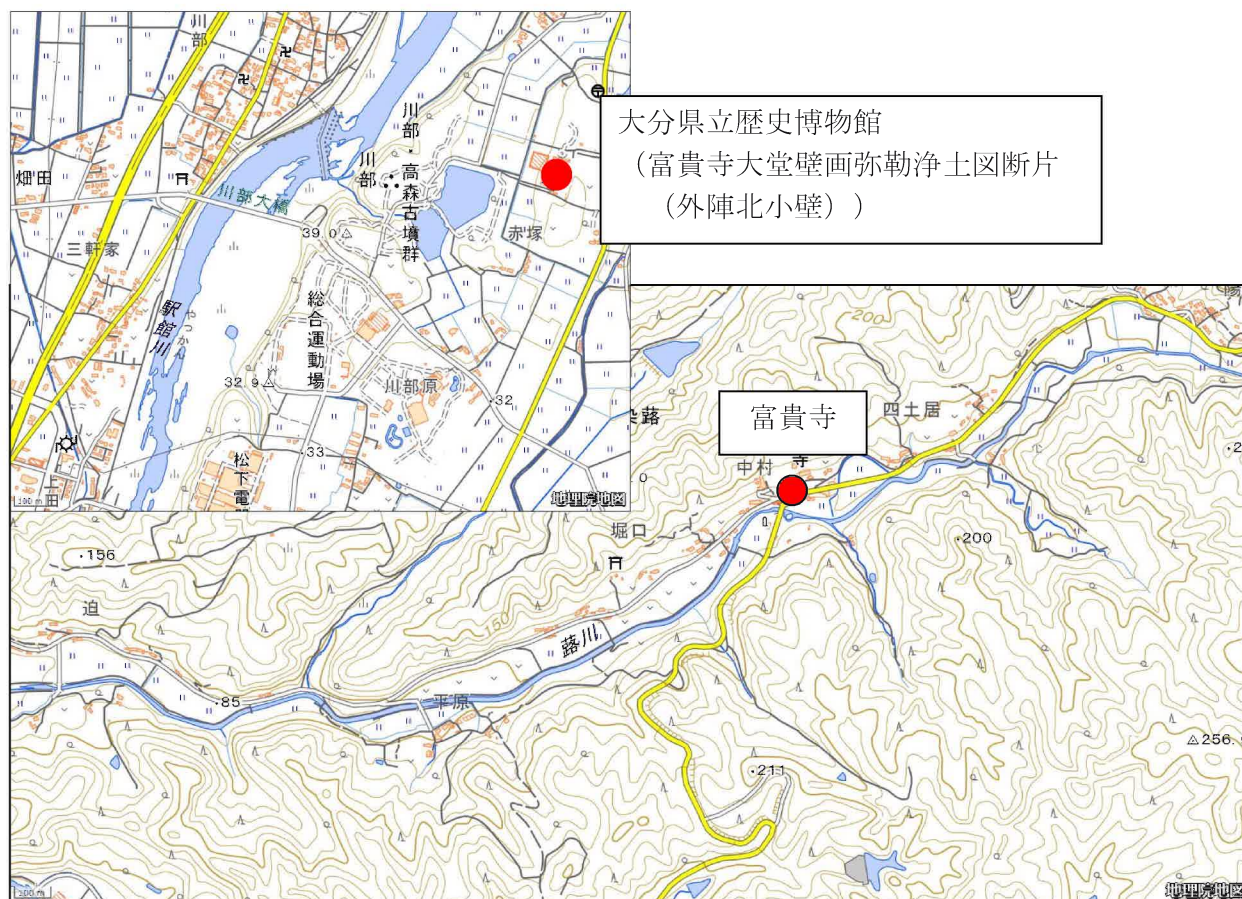
所有者 大分県	所在地 宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館
員数 1点	時代 平安時代後期（12世紀）

◇寸法：縦28～30cm、横167.5cm、厚さ2.3～4.5cm、重さ5,410g

カヤ材とみられる板材の片面（表面）を平滑に処理して画面とし、おそらく白色下地の上に、線描と彩色で人物像などを描いた板絵である。一方で、下地と彩色の剥落が甚だしく、ほとんどの図様や描写は確かめるのが困難となっている。現状では、表面に向かって右端に宮女風の天女形（菩薩形）立像が二軀、向かって左側に楽器のようにみえる図形、左端側に蓮華座上の宝珠にみえる図形が確認できる。また、天女形（菩薩形）像の頭髮部に黒色、胸部の着衣に赤色、鰯袖や裾部に白色、左端分の宝珠状部にも白色が認められた。裏面はハツリや朽損、破損のため凹凸が多く、図絵などは認められない。

本板絵は、描かれている画風や構図、板材質からみて、富貴寺大堂の外陣北小壁の壁画の一部と認められる。現在、大堂に残っている北側の小壁部分は中尊を描いたわずか2m余であり、令和6年2月に大分県指定有形文化財に指定された「富貴寺大堂壁画弥勒浄土図断片（外陣北小壁）」と並んで、外陣北小壁の壁画の原状を知るためにも極めて貴重な資料といえる。本板絵は、北壁の部分の特定は現状では難しいと思われるが、富貴寺大堂壁画の一部分としても、全国的にも稀少な12世紀頃の平安時代板絵壁画としても、貴重な文化財であって、県の指定に十分に値するものと判断される。

指定にあたっては、前述の県指定有形文化財と同等の価値をもつことから、同資料にあわせて、追加指定とすることが適当である。

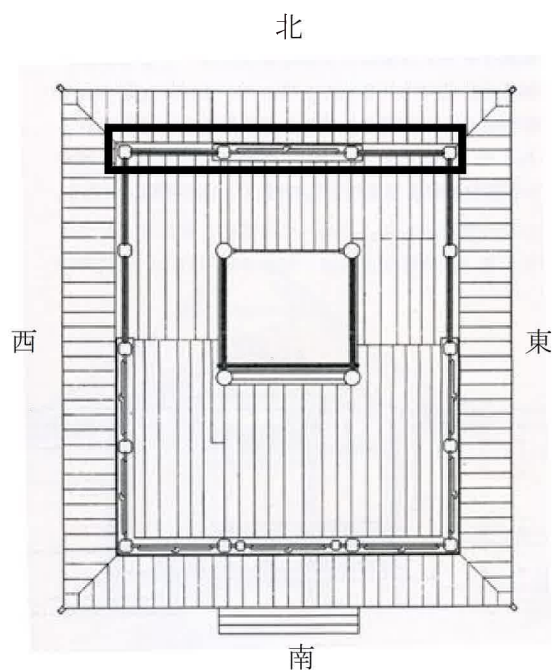


（出典：地理院タイルに文化財の位置・名称を追記）



左：国宝富貴寺大堂

右：富貴寺大堂外陣北小壁の位置（太枠）



全体



全体のうち下線部の赤外線写真



【参考】県指定有形文化財「富貴寺大堂壁画弥勒浄土図断片（外陣北小壁）」

2 よっかいちいせきしゅつどかいがどき 四日市遺跡出土絵画土器

有形文化財〔考古資料〕

所有者 大分県	所在地 大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター
員数 3点	時代 弥生時代中期後半
資料1：弥生土器 壺 シカの線刻 復元口径35.0cm×残存高18.2cm 資料2：弥生土器 壺 矢じり状の線刻 復元口径37.0cm×復元高67.8cm 資料3：弥生土器 高坏 シカの線刻 口径26.6cm×高24.4cm 四日市遺跡は、大分県玖珠郡玖珠町大字四日市に所在する弥生時代中期後半を中心とした玖珠盆地における拠点的な集落で、線刻された絵画土器が3点（土坑から2点（資料1・2）、竪穴建物跡から1点（資料3））出土している。 資料1は、頸部に多重突帯をもつ鋤先状口縁壺の口頸部の破片である。口縁部の平坦面に沈線で右向きのシカ2頭を描く。右のシカは、角と一体になった三角形の頭部を描く。左のシカは、枝角で成獣を示している。ともに頭部（角含む）、胴部、脚部の順で描く。土器が、生乾きの時に細い棒状の工具を用いて描いたとみられる。 資料2も、多重突帯をもつ鋤先状口縁壺で、口縁部平坦面に矢じり状の線刻を8つ口縁部の中心に向けて施す。三角形の外側は道具を当てて直線的に描き、内側はフリーハンドの線で表現する。瀬戸内地方の高坏の脚台部などに描かれた矢羽根状透かしの意匠に類似している。 資料3は、丹塗磨研の鋤先状口縁を持つ高坏で、上面の平坦部に坏の中心を向くシカが描かれる。本例は焼成後、極めて細い工具で線描されたものである。首にも一部線刻が認められるが頭部に角の表現は確認できない。 これらの資料は、胎土から福岡県遠賀川以東の土器型式を地元で作成したものとみられ、時期は弥生時代中期後半代である。モチーフはシカと矢じり状のものである。シカは立体的に描かれ、二本線で描くところが瀬戸内や近畿地方のものに類似する。土器絵画や稲作農耕に関係の深い銅鐸絵画には矢が刺さったシカや弓でシカを射る人物などが描かれ、弓矢とシカとの関係の深さを示している。四日市遺跡では多くの炭化米が出土し、玖珠盆地など中山間地域への稲作の拡大を見ることができる。 以上、具体的な弥生時代の絵画土器は県内では唯一のものであり、弥生文化の様相や稲作農耕儀礼、精神文化を考える上で、極めて重要かつ学術的に価値の高い資料であることから、県指定に十分値すると考えられる。	



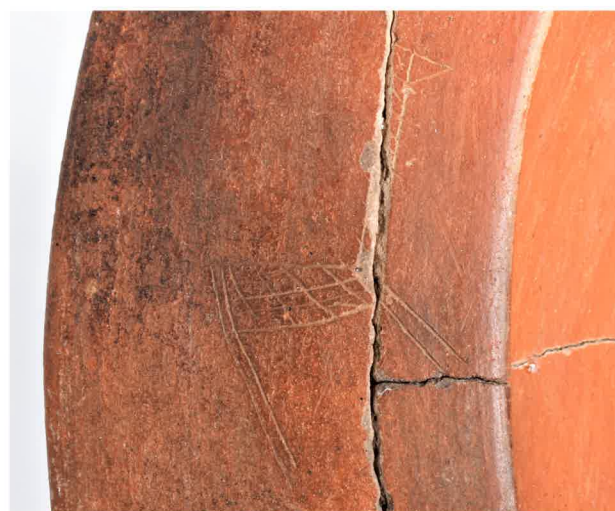
(出典：地理院タイルに文化財の位置・名称を追記)



四日市遺跡出土絵画土器（資料 1）



四日市遺跡出土絵画土器（資料 2）



四日市遺跡出土絵画土器（資料 3）

大分県文化財保護審議会委員名簿

令和7年12月1日現在

選出分野	氏 名	役 職 等	備 考
考古(先史)	古 澤 義 久	福岡大学教授	
考古(古代)	下 村 智	別府大学名誉教授	副 会 長
歴史(中世)	飯 沼 賢 司	別府大学名誉教授	
歴史(近世)	福 田 千 鶴	九州大学教授	
建築(社寺)	伊 東 龍 一	熊本大学名誉教授	
建築(民家)	岸 泰 子	京都府立大学教授	
石造文化財	田 中 裕 介	別府大学教授	
彫刻・工芸	有 木 義 隆	(公財)永青文庫副館長	
美術・工芸	吉 住 磨 子	佐賀大学教授	
文化財保存	篠 崎 悠美子	別府大学特任教授	
民俗文化財	段 上 達 雄	別府大学名誉教授	会 長
名 勝	恵 谷 浩 子	奈良文化財研究所研景観研究室長	
動 物	馬 場 稔	元北九州市立自然史・歴史博物館学芸員	
植 物	桑 原 佳 子	元九州産業大学非常勤講師	
地 質	山 本 順 司	九州大学教授	
観 光 振 興	小 山 龍 介	ブルームコンセプト代表取締役	
普及・啓発	渡 辺 佳 子	(株)大分放送放送報道局報道担当部長	

大分県指定文化財指定件数

令和7年12月1日現在

分 類	現在数	新指定	解 除	今 後	備 考
有 形 文 化 財	5 0 3	1		5 0 4	
建 造 物	2 0 8			2 0 8	
美術工芸	2 9 5	1		2 9 6	①四日市遺跡出土絵画土器 ※富貴寺大堂壁画弥勒浄土図断片は 追加指定のため件数変更なし
無 形 文 化 財	2			2	
民 俗 文 化 財	6 2			6 2	
有形民俗	1 4			1 4	
無形民俗	4 8			4 8	
史 跡	1 0 5			1 0 5	
名 勝	5			5	
天 然 記 念 物	8 0			8 0	
動 物	7			7	
植 物	6 8			6 8	
地質鉱物	5			5	
選定保存技術	1			1	
総 計	7 5 8			7 5 9	

選択無形民俗文化財	2 5			2 5	
-----------	-----	--	--	-----	--